

議第 2 号

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 2 日 提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

県が定める手続について、原則として押印等を廃止する基本方針が決定されたことを踏まえ、押印の義務付けを廃止する教育委員会訓令甲の改正を行う。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令の概要

1 概要

岐阜県DX推進本部員会議において、県が定める全ての行政手続について、原則、押印等を廃止する基本方針が決定されたことを踏まえ、押印の義務付けを廃止する教育委員会訓令甲の改正を行う。

2 施行日

令和3年4月1日

3 内容

推薦者への押印の義務付けを廃止（推薦書様式から「印」を削除）
(別記第1号様式)

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程(平成二十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「別記第一号様式」を「別記様式」に改め、同条第三項中「あたり」を「当たり」に改める。

別記第一号様式中 「型」 を 「型」 に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程（平成二十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）新旧対照表

（新）

第一条から第五条まで 略

（表彰候補者の推薦）

第六条 略

- 2 市町村の教育委員会等は、第二条各号のいずれかに該当する職員がある場合は、職員永年勤続表彰推薦書（別記様式）を県教育委員会に提出するものとする。ただし、県教育委員会が当該書類を提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 3 職員永年勤続表彰推薦書を提出するに当たり、市町村の教育委員会にあつては、当該市町村を所管する教育事務所を経由するものとする。

第七条 略

附則 略

別記様式（第6条関係）

職員永年勤続表彰推薦書

第 年 月 日

岐阜県教育委員会 様

種別	所属名	補職名	氏名	年齢	採用年月日(基準)	勤続年月	推薦者の意見
年					・	・	・
					・	・	・
					・	・	・
動					・	・	・
					・	・	・
					・	・	・
続					・	・	・
					・	・	・
					・	・	・

（旧）

第一条から第五条まで 略

（表彰候補者の推薦）

第六条 略

- 2 市町村の教育委員会等は、第二条各号のいずれかに該当する職員がある場合は、職員永年勤続表彰推薦書（別記第一号様式）を県教育委員会に提出するものとする。ただし、県教育委員会が当該書類を提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 3 職員永年勤続表彰推薦書を提出するにあたり、市町村の教育委員会にあつては、当該市町村を所管する教育事務所を経由するものとする。

第七条 略

附則 略

別記第一号様式（第6条関係）

職員永年勤続表彰推薦書

第 年 月 日

岐阜県教育委員会 様

種別	所属名	補職名	氏名	年齢	採用年月日(基準)	勤続年月	推薦者の意見
年					・	・	・
					・	・	・
					・	・	・
動					・	・	・
					・	・	・
					・	・	・
続					・	・	・
					・	・	・
					・	・	・

